

議案第20号

石岡市，行方市，小美玉市及び茨城町における公の施設の広域利用に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市，行方市，小美玉市及び茨城町における公の施設の広域利用に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて，地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成30年2月27日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

広域利用施設のうち一部の施設において，平成30年4月から使用者の居住地が市内，市外であることを問わず使用料金が同一になることにより，所要の改正を行うため。

石岡市，行方市，小美玉市及び茨城町における公の施設の広域利用に関する条例の一部を改正する条例

石岡市，行方市，小美玉市及び茨城町における公の施設の広域利用に関する条例（平成28年石岡市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表石岡市八郷総合運動公園条例（平成17年石岡市条例第90号）の項を削り，同表石岡市ふれあいの里石岡ひまわりの館条例（平成17年石岡市条例第100号）の項中「のうち」を削り，同表石岡市農業者トレーニングセンター条例（平成17年石岡市条例第140号）の項を削り，同表石岡市海洋センター条例（平成20年石岡市条例第13号）の項中「のうち」を削る。

附 則

この条例は，平成30年4月1日から施行する。